

かに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

四 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その他の政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」といいう。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付（次項において「障害基礎年金等」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができること。

二 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき（その全額につきその支給が停止されているときを除く。）は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。

4 第一項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たつては、監護等児童が二人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。

第十三条の三 受給資格者（養育者を除く。以下この条において同じ。）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき（第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき）は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えることができない。

第十四条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同一項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第二項の規定による命令に従わざ、又は同一項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠つてゐるとき。

四 受給資格者が（養育者を除く。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。

五 受給資格者が、第六条第一項の規定による認定の請求又は第二十八条第一項の規定による届出に關し、虚偽の申請又は届出をしたとき。

第十五条 手当の支給を受けていた者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

（未支払の手当）

第十六条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、その者の監護等児童であつた者にその未支払の手当を支払うことができる。

第三章 不服申立て

（審査請求）

第十七条の二 第三十三条第二項の規定により市長又は福祉事務所を管理する町村長が手当の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる

（裁決をすべき期間）

第十八条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる

（裁決をすべき期間）

第十九条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の完成猶予及び更新により通知を受けた場合 八十日

第二十条 手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の完成猶予及び更新に關しては、内閣総理大臣に對して再審査請求をすることができる。

第四章 雜則

（費用の負担）

第二十一条 手当の支給に要する費用は、その三分の一に相当する額を国が負担し、その三分の二に相当する額を都道府県等が負担する。

（時効）

第二十二条 手当の支給を受ける権利は、これ行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（不正利得の徴収）

第二十三条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 国民年金法第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。この場合において、同法第九十七条第一項中「年十・六バーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経

過する日までの期間については、年七・三パーセント」とあるのは、「年十四・六パーセント」と読み替えるものとする。
(受給権の保護)
第二十四条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第二十五条 租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができる。

(期間の計算)

第二十六条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第二十七条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、都道府県知事等又は受給資格者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより、受給資格者又は監護等児童の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出)

第二十八条 手当の支給を受けている者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(相談及び情報提供等)

第二十八条の二 都道府県知事等は、第六条第一項の規定による認定の請求又は前条第一項の規定による死亡の届出をした者に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 都道府県知事等は、受給資格者（養育者を除く。）に対し、生活及び就業の支援（当該支援に関する情報の提供を含む。次項において同じ。）その他の自立のために必要な支援を行うことができる。

(調査)

3 都道府県知事等は、受給資格者（養育者を除く。）に対する生活及び就業の支援その他の自立のために必要な支援について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(調査)

第二十九条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類（当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。）その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができるものとする。

2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第三条第一項若しくは第四条第一項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十条 都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は

受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、日本年金機構、法律によって組織された共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(手当の支払の調整)

第三十一条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十二条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(実施命令)

第三十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

(町村長が行う事務等)

第三十三条 手当の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、町村長（福祉事務所を管理する町村長を除く。）が行うこととすることができる。

2 都道府県知事等は、手当の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政機関の長に限り、委任することができる。

(町村の一部事務組合等)

第三十三条の二 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長に（同法第二百九十二条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(事務の区分)

第三十三条の三 この法律（第二十八条の二第二項及び第三項を除く。）の規定により都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第三十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(罰則)

第三十五条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十一年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第三十六条 第二十八条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等につきした訴願。

- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることはできることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立てについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

9 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十九号）に同一の法律についての改正規定がある場合には、当該法律は、この法律によつて改訂され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改訂されるものとする。

10 附 則（昭和三八年七月一六日法律第一五〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和三九年五月三〇日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第三十条第一項、第八十一条及び別表の改正規定並びに第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は、昭和三十九年八月一日から施行する。

附 則（昭和三九年七月六日法律第一五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和四〇年三月三一日法律第三六号）抄

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五十九条、第六十二条及び第六十六条の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

（その他の法令の一部改訂に伴う経過規定の原則）

第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（施行期日）
附 則（昭和四〇年五月三一日法律第九三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法別表の改正規定及び第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は昭和四十年八月一日から、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は同年九月一日から施行する。

十五条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 前条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十五号の規定にかかるわらず、昭和四十一年二月一日において現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対する附則第十五条第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金は、同法第四条第三項第二号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

附 則 (昭和四十一年五月九日法律第六七号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十六号の規定にかかるわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対する附則第三条の規定により支給される障害補償年金は、同法第四条第三項第二号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

附 則 (昭和四十一年七月一日法律第一二一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四十一年七月一五日法律第一二七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は昭和四十一年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月二九日法律第九五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第二条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月二九日法律第一二一号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (昭和四一年八月一七日法律第一三六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則 (昭和四一年八月一七日法律第一三六号) 抄
 (施行期日)
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 (児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

5 第五条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十七号の規定にかかるわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対して旧法に基づく条例の規定に基づき支給される年金たる障害補償は、同法第四条第三項第二号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。
附 則 (昭和四三年五月二八日法律第六九号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条及び第七十九条の二第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当法第五条の改正規定並びに第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年一二月一〇日法律第八七号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年六月四日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中國民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項及び第七十九条の二第三項の改正規定並びに同条第六項を削る改正規定は昭和四十五年十月一日から、第二条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は同年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年三月三〇日法律第一三号) 抄

(施行期日等) この法律は、昭和四六年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月二三日法律第九七号) 抄

(施行期日等) この法律は、昭和四七年六月二三日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中國民年金法第六十六条第一項から第三項まで並びに第六十七条第二項及び第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当法第十条、第十一条及び第十二条第二項第二号の改正規定、第三条中特別児童扶養手当法第九条、第十条及び第十二条第二項第二号の改正規定並びに附則第二条第二項、附則第三条第二項及び附則第四条第二項の規定は公布の日から、第一条中國民年金法第三十三条第一項ただし書、第三十八条及び第四十三条の改正規定並びに附則第二条第一項の規定は同年七月一日から、第一条中國民年金法第十八条の改正規定は昭和四十八年三月一日から施行する。

2 この法律による改正後の国民年金法第六十六条第一項から第三項まで並びに第六十七条第二項及び第三項の規定、この法律による改正後の児童扶養手当法第十条、第十一条及び第十二条第二項第二号の規定並びにこの法律による改正後の特別児童扶養手当法第九条、第十条及び第十二条第二項第二号の規定は、昭和四十七年五月一日から適用する。

附 則 (昭和四八年九月二六日法律第九三号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四八年九月二六日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四八年九月一日から施行する。ただし、第二条及び次条第二項の規定

附 則 (昭和四九年六月二二日法律第八九号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四九年九月二二日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二二日法律第八九号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四九年九月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四九年九月一日から施行する。ただし、第二条及び次条第二項の規定

附 則 (昭和四九年九月一日法律第四七号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四九年九月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

第三条 昭和五十年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の児童扶養手当法第四条第二項第一号に該当する児童を監護し、又は養育している者が、昭和五十年十月三十一日までにした同法第六条第一項又は第八条第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当

(認定の請求に関する経過措置)

第四条 新法第六条第一項の規定は、この法律の施行後に手当の支給要件に該当するに至つた者の当該手当の認定の請求について適用する。

(費用負担に関する経過措置)

この法律の施行の際この法律による改正前の児童扶養手当法（次条第二項において「旧法」という。）第六条の規定による認定を受けている者又はこの法律の施行の際同条の規定による認定の請求をしている者であつて新法第六条の規定による認定を受けたもの（次条第一項において「既認定者等」という。）に係る手当の支給に要する費用については、なお従前の例による。

(手当の支給事務に関する経過措置)

第六条 既認定者等に係る手当の支給に関する事務は、政令で定める日までの間は、国が取り扱うものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

附 則（昭和六一年四月三〇日法律第四〇号）抄 (施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別

児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

第二条 昭和六十一年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別

児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

第二条 昭和六十一年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別

児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

第二条 昭和六十一年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別

児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

第二条 昭和六十一年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別

児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

第二条 昭和六十二年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年五月二四日法律第五六号）抄 (施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別

児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

第二条 昭和六十三年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年四月一〇日法律第二二号）抄 (施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の国民年金法（以下「改正後の国民年金法」という。）第十六条の二、第二十七条、第三十三条、第三十三条の二、第三十八条、第三十九条及び第三十九条の二の規定、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後の厚生年金保険法」という。）第三十四条、第四十四条、第五十条、第五十条の二、第六十二条及び附則第九条の規定、第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十七号から第十号まで、附則第八条第一項、第三項及び第四項、附則第十一条、附則第十三条から第十五条まで、附則第十七条、附則第十八条、附則第二十八条、附則第三十一条、附則第三十二条第二項、第三項及び第五項、附則第三十三条、附則第三十四条第一項、附則第四十八条第一項、附則第五十三条、附則第五十六条、附則第五十九条、附則第六十条、附則第六十一条、附則第六十三条、附則第七十三条、附則第七十四条、附則第七十七条、附則第七十八条第二項（同項の表旧厚生年金保険法第四十六条第一項の項から旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項の項まで及び旧交渉法第十九条の三第一項の項に係る部分を除く。）及び第三項、附則第七十九条、附則第八十四条、附則第八十七条第三項（同項の表旧船員保険法第三十八条第一項及び第三十九条ノ五第一項の項から旧船員保険法第三十九条ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第十六条第一項及び第十九条の三第二項の項に係る部分を除く。）及び第四項並びに附則第九十七条の規定、第六条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条及び第五条の二の規定、第七条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十六条、

第十八条 (第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。) 及び第二十六条の三の規定並びに附則第七条の規定 平成元年四月一日
 (第六条の規定の施行に伴う経過措置)
 第十一条 平成元年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年一一月九日法律第九五号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中国民年金法第三十三条の二第一項の改正規定(「十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子」を「子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)」に改める部分に限る。)、同条第三項、同法第三十七条の二第一項、第三十九条第三項、第四十条第三項及び第八十七条第四項並びに同法附則第五条第九項、第九条第一項及び第九条の二の改正規定並びに同法附則第九条の三の次に「一条を加える改正規定、第三条の規定(厚生年金保険法第三百三十六条の三の改正規定、同法附則第十二条の次に五条を加える改正規定(同法附則第十二条の五に係る部分に限る。)及び同法附則第十三条の二の次に一条を加える改正規定を除く。)、第五条の規定、第七条の規定、第八条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の改正規定(「第一百三十二条第二項及び」の下に「附則第二十九条第三項並びに」を加える部分に限る。)、第九条の規定、第十二条の規定(国民年金法等の一部を改正する法律附則第六十二条の次に見出し及び二条を加える改正規定を除く。)、第十二条の規定並びに第十七条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定並びに附則第七条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十四条まで、第二十七条から第三十四条まで、第三十六条第二項、第四十条及び第四十五条から第四十八条までの規定並びに附則第五十条中所得税法第七十四条第二項の改正規定 平成七年四月一日
 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定(国民年金法第三十三条の二第一項中「十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子」を「子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)」に改める改正規定を除く。)による改正後の国民年金法第十六条の二、第二十七条、第三十三条、第三十三条の二第一項、第三十八条、第三十九条第一項及び第三十九条の二の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条、第四十四条、第五十条、第五十条、第五十二条及び附則第九条の規定、第六十二条及び附則第九条の規定、第六条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条の規定、第八条の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項中「第一百三十二条第二項及び」の下に「附則第二十九条第三項並びに」を加える改正規定を除く。)による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五条の規定、第十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第四条、附則第三十二条第二項、附則第五十九条、附則第六十条、附則第七十八条第二項及び附則第八十七条第三項の規定、第十七条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条及び第五条の二の規定、第十八条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条の規定及び第二十六条の三の規定並びに附則第十七条の規定 平成六年十月一日
 (第十七条の規定の施行に伴う経過措置)

第三十六条 平成六年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第七十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限り、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二条の規定 公布の日

三 第二百六条の規定及び附則第一百六十八条中地方自治法別表第一児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の項の改正規定 平成十四年八月一日
 (国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一号において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 児童扶養手当法第九条及び第九条の二の規定による児童扶養手当の支給の制限並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六条の規定による特別児童扶養手当の支給の制限については、第十七条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第一項の規定は、平成七年八月以降の月分の児童扶養手当及び特別児童扶養手当について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

2

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政府が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること(その他の経過措置の政令への委任)。

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第六条の規定による改正前の児童扶養手当法(次条において「旧法」という。)第六条第二項に該当する者については、同項の規定は、なお効力を有する。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第六条の規定による認定を受けている者又は旧法の規定による手当の支給要件に該当する者であつて、この法律の施行前に同条第一項の規定による認定の請求をしこの法律の施行の日以後に第二条の規定による改正後の児童扶養手当法(以下この項及び次項において「新法」という。)第六条の規定による認定を受けたものに対する児童扶養手当の支給に関し新法第十三条の二の規定を適用する場合においては、同条中「支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき(第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき)」とあるのは、「平成十五年四月一日から起算して五年を経過したとき(同日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき)」とする。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定による手当の支給要件に該当する者であつてこの法律の施行の日以後に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたものに対する児童扶養手当の支給に関し、新法第十三条の二の規定を適用する場合においては、同条中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成十五年四月一日」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第七条 前三条に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(経過措置)

第八条 この法律による改正後の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三条の規定による改正前の児童扶養手当法第二十二条の二の規定に基づく交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一一月三日法律第一一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされ場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二百八十六条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第一、第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八条第二項、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定(罰則に関する経過措置)は、なお従前の例による。

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一一月二九日法律第一一九号) 抄

に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年二月一〇日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(児童扶養手当法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第二一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(児童扶養手当法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村(特別区を含む。以下同じ。)の負担(平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。)又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給される旧執行官法附則第十三条の規定に基づく年金たる給付は、前条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

から第百条まで、第百三条、第百十五条から第百十八条まで、第百二十条、第百二十二条、第百二十三条から第百二十五条まで、第百一十八条、第百三十条から第百三十四条まで、第百三十七条、第百三十九条及び第百三十九条の二の規定 日本年金機構法の施行の日
 第百四十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
 第百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
 附 則 (平成一九年七月六日法律第一一〇九号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百九十二条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日
 附 則 (平成一九年七月六日法律第一一一号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成二十二年七月六日から施行する。
 附 則 (平成二〇年一二月三日法律第八五号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
 附 則 (平成二一年五月一日法律第三六号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成二十二年五月一日から施行する。
 附 則 (平成二一年六月一日法律第四〇号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成二十二年八月一日から施行する。ただし、次条(第三項を除く。)及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。
 (認定の請求等に関する経過措置)
 第二条 平成二十二年八月一日においてこの法律による改正後の児童扶養手当法(以下「新法」という。)の規定による児童扶養手当(以下「手当」という。)の支給要件(以下この条において「新支給要件」という。)に該当すべき者(この法律による改正前の児童扶養手当法の規定による手当の支給要件(以下この条において「旧支給要件」という。)に該当していない者に限る。)は、同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、当該手当について新法第六条第一項の規定による認定の請求の手続をとることができる。
 第六条第一項の規定による認定の請求の手續をとった者が、平成二十二年八月一日において、新支給要件に該当しているときは、前項の手續をとった者が、平成二十二年八月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかるわらず、同月から始める。

次の各号に掲げる者が、平成二十二年十一月三十日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。一平成二十二年八月一日において現に新支給要件に該当している者（旧支給要件に該当しない者に限り、第一項の手続をとった者を除く。）同月二平成二十二年八月一日から同年十一月三十日までの間に新支給要件に該当するに至つた者（旧支給要件に該当していない者に限る。）その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第三条 前条第一項の手続をとつた者及び同条第三項第一号に掲げる者に対する手当の支給に関する規定を、新法第十三条の二の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十二年八月一日」とする。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

（附 則） **（平成二十四年八月二一日法律第六三号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それが当該各号に定める日から施行する。

（第一次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日）

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十五条 附則第四条第三号に規定する改正前国共済法及び同条第四号に規定する改正前国共済施行法、同条第六号に規定する改正前地共済法及び同条第七号に規定する改正前地共済施行法並びに同条第九号に規定する改正前私学共済法に基づく年金たる給付は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。（その他の経過措置の政令への委任）

第二百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（附 則） **（平成二十四年九月五日法律第七二号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八

十六条、第一百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第一百九条の改正規定、第一百九条の二を削る改正規定、第一百十条、第一百一条、第一百二十七条第一項、第二百七十七条及び第二百五十条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二节第五款中第二百五十二条第一項、第二百五十五条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五

二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同

条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十二条第一項、

第二百九十二条の二、第二百九十二条の三及び第二百八十六条の改正規定、同

条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の

附 則 **（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第一條中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 平成二十六年十二月一日において第二条の規定による改正後の児童扶養手当法（以下この条において「新法」という。）の規定による児童扶養手当（以下この条において「新手当」といいう。）の支給要件（以下この条において「新支給要件」という。）に該当すべき者（第三条の規定による改正前の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件（以下この条において「旧支給要件」という。）に該当していない者に限る。）は、同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、当該新手当について新法第六条第一項の規定による認定の請求の手続きをとることができることとする。

（児童扶養手当法）

2 前項の手続をとつた者が、平成二十六年十二月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 次の各号に掲げる者が、平成二十七年三月三十一日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成二十六年十二月一日において現に新支給要件に該当している者（旧支給要件に該当していない者に限り、第一項の手続をとつた者を除く。）同月

二 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至つた者（旧支給要件に該当していない者に限る。）その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

4 第一項の手続をとつた者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に關し、新法第十三条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。

（政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月一一日法律第六四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定
一 公布の日

二 第一条中国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十七条の十四の改正規定、第六条から第十二条までの規定、第十三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一条を加える改正規定及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第十七条の規定 平成二十七年一月一日

(延滞金の割合の特例等に関する経過措置)
第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金(第十五号にあっては、計算金。以下この条において同じ。)のうち平成二十七年一月以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

一から九まで 略

十 第八条の規定による改正後の児童扶養手当法附則第八項 児童扶養手当法第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項

(その他の経過措置の政令への委任)
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他

の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不行合にあつては、当該他の不服申立てを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起す

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月一三日法律第三七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年八月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布的日から施行する。

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年六月三日法律第六三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成三十一年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第七十九条第二項及び第三項の改正規定、同法第八十三条第一項の改正規定、同法第八十三条の二の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第一百二十条の改正規定、同法第一百二十二条第三項の改正規定、同法第一百二十三条第三項の改正規定、同法第一百二十五条第四項及び第一百二十七条第四項の改正規定、同法第一百二十五条第四項及び第一百二十七条第四項の改正規定、同法第一百二十九条第一項の改正規定、同法第一百八十六条第一項第一号イ及びロ並びに第二項第一号の改正規定、同法第一百八十七条の改正規定、同法第一百九十条第二号の改正規定、同法第一百九十四条の改正規定、同法第一百九十五条の改正規定、同法第一百九十八条第六項の改正規定、同法第一百九十九条の二(見出しを含む。)の改正規定、同法第二百三十三条の五の改正規定、同法別表第三の改正規定並びに同法別表第四の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第一百二十二条及び第一百二十三条の規定

(国民年金法等の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十三条

2 前条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の児童扶養手当法第九条第一項、前条(第三号に係る部分に限る。)の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六条及び前条(第六号に係る部分に限る。)の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条の規定は、それぞれ令和元年八月以後の月分の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の規定による特別障害給付金(以下この項において「児童扶養手当等」という。)の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第一百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三十三条の二、第二百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三十一年五月二十五日法律第三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。
第五条 施行日の前日の属する月以前の月分として施行日以後に支給される特例年金給付に要する費用に対する国の補助については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年六月八日法律第四四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第二号、第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定(「支給機関」を「第百五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る)、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次の規定、附則第九条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の四十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定(いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る)並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定

二 略
三 第六条中児童扶養手当法第七条第三項の改正規定並びに附則第六条第二項及び第三項の規定

2 第六条の規定による改正前の児童扶養手当法第七条第三項の規定に基づいて支払われた平成三十一年七月分の児童扶養手当は、第六条の規定による改正後の児童扶養手当法(次項において「新児童扶養手当法」という。)の規定による同月分の児童扶養手当とみなす。

3 平成三十一年八月分の児童扶養手当については、新児童扶養手当法第七条第三項(ただし書きを除く。)の規定にかかわらず、同年十一月に支払うものとする。
(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(政令への委任)

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月五日法律第四〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月五日法律第四〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十二条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十二条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)次号及び附則第四十二条から第四十五

条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第二十三条第三項、第三十六条第六項第六条項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定

公布の日
二及び三 略

四 第十四条及び附則第十三条の規定 令和三年三月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項及び第四項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 次の各号に掲げる者が、令和三年六月三十日までの間に児童扶養手当法第六条の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給は、同法第七条第一項の規定にかかるわらず、当該各号に定める月から始める。

一 令和三年三月一日において現に児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当している者(同日において当該支給要件に該当するに至った者を除く。)であつて第十四条の規定による改正後の児童扶養手当法第十三条の二第二項第一号に規定する障害基礎年金等(次号において「障害基礎年金等」という。)を受けているもの 同月

二 令和三年三月一日から同年六月三十日までの間に児童扶養手当の支給要件に該当するに至つた者であつて障害基礎年金等を受けているもの その者が当該認定の請求に係る児童扶養手当の支給要件に該当するに至つた日又は障害基礎年金等の受給権を有するに至つた日のいずれか遅い日の属する月の翌月 前項第一号に掲げる者に対する児童扶養手当の支給に関し、児童扶養手当法第十三条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「令和三年三月一日」とする。

3 令和三年二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする(政令への委任) れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 この法律は、刑罰等一部改正法施行日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、こども家庭手当法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、こども家庭手当法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してさされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・

子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定(施行日から起算して五年

を経過する日)を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

第一 条 この法律は、令和六年十一月一日

附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、令和六年十一月以降の月分の児童扶養手当の支給について適用し、同年十月以前の月分の児童扶養手当の支給については、なお従前の例による。

第一条 第十条及び附則第十一条の規定 令和六年十一月一日

二 略

三 第十条及び附則第十一条の規定 令和六年十一月一日

第一条 第十条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条第二項及び第五条の二第二項の規定は、令和六年十一月以降の月分の児童扶養手当の支給について適用し、同年十月以前の月分の児童扶養手当の支給については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。